



広島県外で妊婦・乳児一般健康診査等をお受けになる方へ



里帰り出産等により、県外の医療機関や助産所（注1）（以下、県外医療機関等といいます。）で広島市の妊婦・乳児一般健康診査（注2）の補助券・受診票、新生児聴覚検査受診券及び産婦健康診査の補助券を御利用いただくためには、広島市と県外医療機関等の契約締結が必要です。

[注1]助産所で妊婦一般健康診査を受診する場合は、助産所用補助券が必要です。

受診するまでに各区地域支えあい課で定額補助券と交換しておいてください。

[注2]妊婦歯科健康診査受診票は広島市外での使用はできません。

（一部廿日市市、江田島市、安芸郡内でも使用可能な医療機関がありますのでお問い合わせください。）



1 まず、受診予定の県外医療機関等が広島市と契約締結しているかどうかを、広島市ホームページ、受診予定の県外医療機関等のいずれかで事前にご確認ください。

【参考】広島市ホームページ（URL: <http://www.city.hiroshima.lg.jp>）での契約済の県外医療機関等の閲覧方法
総合トップページ > くらし・手続き > 妊娠・出産 > 助成・手当 > 妊婦健康診査の助成
（広島県外契約医療機関一覧表(PDF文書)をダウンロードしてお調べください。）

⇒次に、確認の結果、県外医療機関等と広島市が、

2 契約締結している場合⇒そのまま補助券等を利用できます。（手続きは不要です。）

3 契約締結していない場合⇒下の欄にお名前と県外医療機関等受診予定月を御記入のうえ、この文書を県外医療機関等に提出し、契約していただけるかどうかを御確認ください。

3-1 契約していただける旨を御確認いただければ補助券等を利用できます。

3-2 契約していただけない場合は、こども・家庭支援課（Tel082-504-2623）に連絡してください。

お名前		県外医療機関等 受診予定月	年	月	頃
-----	--	------------------	---	---	---

妊婦・乳児健康診査等実施機関の方へ 《広島市との契約締結御検討のお願い》

広島市にお住まいの上記の方が、貴院での健診を希望しています。広島市では、県外医療機関や助産所においても妊婦・乳児健康診査の補助券・受診票、新生児聴覚検査受診券及び産婦健康診査補助券を御利用いただけるよう、委託契約の締結をお願いしています。貴院におかれましても、契約締結の御検討をお願いいたします。

また、契約を締結いただける場合は、大変御手数ですが次の太枠内を御記入のうえ、FAXにて御返信をお願いします。本市が記載内容を確認後、契約書類一式を郵送します。

※既に広島市と契約を締結しているか、既にこのFAXを送信している場合は送信不要です。

※妊婦さんの受診予定月が次年度の場合には、4月初め頃に、契約書類一式を郵送します。（契約は年度ごとです。）

【FAX送信先】：082-504-2727 広島市こども未来局こども・家庭支援課母子保健係



FAX送信日	年 月 日				
施設種類 ○で囲んで ください	病院	名 称			
	診療所				
	助産所				
御担当部署名	(御担当者)				
御住所	〒				
電話番号	() -				